

「中央新幹線品川・名古屋間建設工事」に関する大深度地下の使用認可申請案件に係る公聴会の開催について

平成30年6月6日
＜問い合わせ先＞
国土交通省都市局都市政策課
TEL:03-5253-8111
(内線32263)

※新聞紙上で公告しました公述人の応募様式及び公聴会の開催案内にあたる文書です。

1. 公聴会の開催の趣旨

今回の公聴会は、以下の事業について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号)第20条の規定に基づき、当該事業について使用の認可に関する処分を行う機関である国土交通大臣の主催により開催するものです。使用の認可に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報を公聴会の場において聴取し、収集することを目的としております。

◇今回の公聴会の対象となる事業

- (1) 事業者の名称
東海旅客鉄道株式会社
- (2) 事業の種類
中央新幹線品川・名古屋間建設工事
- (3) 事業区域

[1] 首都圏(延長:33.3km)

- 東京都品川区北品川三丁目、北品川四丁目、広町一丁目、広町二丁目、西品川一丁目、西品川二丁目、豊町二丁目、戸越五丁目、戸越六丁目、東中延二丁目、中延三丁目、中延四丁目、旗の台三丁目、旗の台四丁目、旗の台五丁目地内
(地下43mから地下101m)
- 東京都大田区上池台一丁目、上池台二丁目、東雪谷一丁目、東雪谷二丁目、石川町二丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目地内
(地下60mから地下103m)
- 東京都世田谷区東玉川一丁目、東玉川二丁目地内
(地下64mから地下91m)
- 神奈川県川崎市中原区等々力、宮内四丁目、上小田中三丁目、上小田中四丁目、上小田中五丁目、上小田中六丁目、新城中町、新城二丁目、新城四丁目地内
(地下59mから地下85m)
- 神奈川県川崎市高津区千年新町、千年、新作二丁目、梶ヶ谷六丁目地内
(地下48mから地下97m)
- 神奈川県川崎市宮前区野川、梶ヶ谷、馬絹一丁目、馬絹二丁目、馬絹四丁目、馬絹五丁目、小台一丁目、小台二丁目、土橋二丁目、土橋四丁目、鷺沼四丁目、犬蔵一丁目、犬蔵二丁目、犬蔵三丁目、水沢一丁目、水沢二丁目、潮見台地内
(地下47mから地下110m)
- 神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目、王禅寺、王禅寺東一丁目、王禅寺東二丁目、王禅寺西三丁目、王禅寺西四丁目、王禅寺西五丁目、上麻生四丁目、片平一丁目、片平二丁目、片平五丁目、片平六丁目、片平地内
(地下44mから地下113m)

- 東京都町田市広袴町、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、
真光寺三丁目、鶴川四丁目、真光寺町、小野路町、下小山田町、上小山田町、
小山ヶ丘一丁目、小山町地内
(地下41mから地下121m)

[2]中部圏(延長:17.0km)

- 愛知県春日井市坂下町一丁目、坂下町二丁目、坂下町三丁目、
坂下町四丁目、上野町、東神明町、松本町、不二ガ丘一丁目、
不二ガ丘二丁目、不二ガ丘三丁目、出川町、北城町一丁目、北城町四丁目、
下市場町六丁目、下市場町、堀ノ内町、堀ノ内町北一丁目、
堀ノ内町北二丁目、熊野町、小木田町、上条町二丁目、
上条町三丁目、上条町四丁目、王子町、下条町一丁目、
小野町二丁目、小野町三丁目、小野町四丁目、町田町一丁目、
町田町二丁目、細木町一丁目、森山田町、勝川町一丁目、勝川町二丁目、
勝川町十丁目、長塚町一丁目、御幸町一丁目地内
(地下43mから地下113m)
- 愛知県名古屋市守山区大字瀬古字十五、大字瀬古字赤目、瀬古一丁目、
瀬古三丁目、瀬古東三丁目地内
(地下50mから地下70m)
- 愛知県名古屋市北区上飯田町字北山、上飯田北町一丁目、上飯田北町二丁目、
上飯田北町四丁目、上飯田南町一丁目、上飯田南町二丁目、御成通四丁目、
織部町、下飯田町一丁目、下飯田町二丁目、下飯田町三丁目、若葉通二丁目、
若葉通三丁目、紅雲町、城東町六丁目、城東町七丁目、生駒町五丁目、
生駒町六丁目、水切町五丁目、長田町一丁目、長田町二丁目、
大杉町三丁目、大杉町四丁目、中杉町三丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、
清水一丁目、清水二丁目地内
(地下54mから地下77m)
- 愛知県名古屋市東区白壁二丁目地内
(地下62mから地下87m)
- 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目、三の丸二丁目、三の丸四丁目、二の丸、
丸の内一丁目地内
(地下46mから地下91m)

2. 公聴会の期日及び会場等

(1)期日

・首都圏

平成30年6月29日(金)13時00分 ~ 19時30分頃(12時30分受付開始)
平成30年6月30日(土)10時00分 ~ 17時00分頃(9時30分受付開始)

・中部圏

平成30年7月6日(金)13時00分 ~ 19時30分頃(12時30分受付開始)
平成30年7月7日(土)10時00分 ~ 17時00分頃(9時30分受付開始)
※公述希望の申出の状況により、1日のみの開催となること等があります。

このような場合にはその旨を国土交通省ホームページにてお知らせします。

(2)会場

・首都圏

東京都渋谷区東 1-2-20
住友不動産渋谷ファーストタワー 2階「ベルサール渋谷ファースト」
※ 会場内には駐車場がございませんので、公共交通機関を御利用ください。

・中部圏

愛知県名古屋市中村区則武 1-6-3
ベルヴェオオフィス名古屋内 「TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口2階ベガ」
※ 会場内には駐車場がございませんので、公共交通機関を御利用ください。

- (3)公聴会に出席する事業者の名称
東海旅客鉄道株式会社

3. 公聴会の公開

公聴会は、公開とします。したがって、公聴会の傍聴及びマスコミによる取材は会場の収容能力及び公聴会の円滑な実施の観点から問題のない限り、自由とします。

4. 公述人に関する事項

(1)公述の時間

- ①公述1件あたりの公述の時間は30分以内とします。
この30分には、事業者に質疑をされる場合の質問及び回答に要する時間を含みます。
- ②持ち時間を超えて、意見を述べたり、質問をしようとする場合には、議長により、公述の中止を命じられることとなります。また、事業者に質問をする場合で、事業者の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。
- ③他の公述人との持ち時間の融通は認められません。

(2)公述の方法

- ①本公聴会における公述の方法は、次の2通りの方法のいずれかによってください。
 - ・専らご自身の意見を述べていただく方法
 - ・ご自分の意見を述べるのと併せて、事業者に質問をする方法
- ②公述については、以下の点に御注意ください。
 - ・公述は、申出書に記入された意見の要旨の範囲内で行ってください。
 - ・本公聴会の目的は、主催者が使用の認可に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、主催者が相手方として質疑を行うことはできません。
 - ・申出書に質問を希望する旨の記載があるときは、主催者側より質問の相手方となる事業者に対し、当該申出書の写しを送付することとなります。
- ③公聴会当日は、公述をしていただく時間になりましたら、議長から登壇を指示しますので、その指示を受けてから登壇してください。それまでの間は、会場内に公述人の席を用意していますので、そちらでお待ちください。
- ④公述は、口頭により行うこととし、原則として公述人が視聴覚機器(プロジェクター)を会場内に持ち込むことはできません。視聴覚機器の使用を希望される場合には、必ず申出書の「プロジェクターの使用の有無」の欄の「有」に○をつけてください。
- ⑤申出書に記入された公述人に限り、登壇し、発言することができます。ただし、同時に登壇する人数は、公述人本人を含め3人以内としてください。

(3)公述を希望される方の申出方法

- ①公述を希望される方は、別記様式の申出書(なお、申出書の用紙は品川区都市環境部都市計画課、大田区まちづくり推進部都市計画課、世田谷区道路・交通政策部交通政策課、町田市政策経営部企画政策課、川崎市まちづくり局交通政策室、川崎市中原区役所市政資料コーナー、川崎市高津区役所市政資料コーナー、川崎市宮前区役所市政資料コーナー、川崎市麻生区役所市政資料コーナー、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課、名古屋市住宅都市局ニア関連都心開発部ニア関連・名駅周辺開発推進課、名古屋市市民経済局市民生活部市政情報室、名古屋市東区区政部地域力推進室、名古屋市北区情報コーナー、名古屋市中区情報コーナー、名古屋市守山区区政部地域力推進室及び春日井市まちづくり推進部都市政策課にも備え付けてあります。)に必要事項を御記入の上、郵送、FAX、電子メール(daisindo●mlit.go.jp(※●は@に置き換えてください。))又は持参により、平成30年6月18日(月)までに必着にて、「11. 問い合わせ先」まで御提出願います。
- ②公聴会を開催する目的は、主催者が使用の認可に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、使用の認可の審査にあたって勘案すべき事項と無関係な意見及び質問はできないことに御留意願います。
- ③上記期日までに申出書が到着しない場合、提出された申出書に必要な事項の記載の不備がある場合等には、公述人となることはできません。

(4) 公述人の数の制限等

- ① 本公聴会は、2日間合計で最大約11時間程度の公述時間を予定しています。なお、公述希望の申出が多数ある場合には、議長により公述人の数を制限することとなります。
- ② 同一人による公述の重複はできません。
- ③ 公述は、原則として公述希望の申出をされた公述人本人のみすることができます。当日、公述人が出席できない等の場合において、公述人の代理人が公聴会に出席して申出書に記入された意見の要旨の範囲内で公述しようとする場合には、代理権を証する書面等の提出によりあらかじめ主催者から許可を受けた者に限り代理人として公述することができます。なお、公述人が他の公述人の代理人となること及び代理人の重複は認められません。
- ④ 公述を希望される時間帯については、御希望どおりにはならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。
- ⑤ 公述人の数を制限するか否かにかかわらず、公述希望の申出をされた方については、公聴会の開催前に、以下の事項を主催者から連絡させていただきます。(複数の方が共同して申し出ている場合には、代表者に連絡させていただきます。)
 - ・公述人として選定させていただいたか否か
 - ・公述人となっていた方については、公述していただく日時なお、申出書に記載された電話番号、FAX(御希望により電子メールアドレス)に主催者より連絡いたしますが、どうしても御本人に連絡がとれない場合には、御家族の方に連絡させていただくか、公聴会の当日に、会場内の受付にて御連絡させていただくこととなります。このような場合で、当日までに、上記事項についてお知りになりたいときには、平成30年6月25日(月)以降に「11. 問い合わせ先」まで御連絡ください。
- ⑥ 公述人となっていた方は、当日、公述の時間までに余裕をもって御来場いただき、会場の受付にてその旨をお申し出ください。万が一、ご自分の公述の時間内に御来場されなかった場合には、公述することができないものとさせていただきます。

5. 傍聴人に関する事項

- ① 傍聴は3. で述べたように、原則として自由とします。収容能力を超える傍聴希望の方が来られた場合には、先着順により傍聴人の数を制限します。
- ② 整理券は6月29日(金)、6月30日(土)、7月6日(金)、7月7日(土)それぞれ当日の受付時に配布しますので、これを受け取ってから御入場願います。なお、入場には当日発行の整理券が必要です。当日発行の整理券で後日開催の公聴会会場への入場はできません(例えば、7月6日発行の整理券で7月7日の入場はできません)ので御注意ください。また、一時退場されて再入場される場合には、この整理券を提示していただく必要がありますので、紛失されないよう御注意ください。
- ③ 傍聴される方は、会場内では静穏を保持されるようお願いいたします。もし、発言、ヤジ等により静穏を保持されないときは、公聴会の円滑な進行に支障となるとともに、他の傍聴人等の迷惑となりますので、主催者より注意し、又は退場等を命ずることがあります。

6. 会場内における禁止事項等

公聴会の円滑な進行を図るため、以下の事項を必ず遵守願います。もし、守られない場合には、議長又は議長補助者により入場をお断りすること、又は退場等を命ずることがあります。

- ① 公聴会に参加される方は、プラカード、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の円滑な進行に支障となるおそれのある物を会場に持ち込み、又は他の公聴会の参加者の公述若しくは傍聴等の支障となるような行為をしないようお願いいたします。また、通行の支障となるような大きな物品を会場に持ち込まないようお願いいたします。
- ② ポストバック程度以上の大きさの荷物をお持ちの方は、荷物の中身の確認をさせていただくことがあります。また、会場への荷物の持ち込みをお断りすることがあります。
- ③ 会場への持ち込みをお断りする荷物については、その置き場を受付付近に設置しますが、紛失等の責任は負いません。
- ④ 公聴会に参加される方は、会場内、会場前ロビー及び同一施設敷地内において、ピラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説、物品の販売等をしないようお願いいたします。

- ⑤会場内、会場前ロビー及び同一施設敷地内での飲食又は喫煙は指定場所を除き御遠慮ください。
- ⑥会場内では携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定し、通話は御遠慮ください。

7. 新聞等の記者による取材に関する事項

新聞、テレビ等の記者の方は、公聴会の円滑な進行に支障とならない範囲内で、公聴会の取材をすることができます。なお、取材を予定される方は、公聴会の運営の都合上、事前に「11. 問い合わせ先」まで御連絡いただきますようお願いいたします。

8. 議長及び議長補助者に関する事項

- ①議長が、会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営を確保するため、発言の中止、退場等の指示・命令をしたときは、これに従ってください。
- ②議長の補助者として、議長の権限の一部を代行するため、国土交通大臣が議長補助者を指名する予定であります。議長だけでなく、議長補助者の指示・命令にも従っていただきますようお願いいたします。

9. 公聴会の打ち切りに関する事項

会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営が困難となった場合には、議長により公聴会を打ち切ることとしております。この場合、打ち切り後に公述をすることとなっていた方は、公述ができなくなりますのであらかじめ御承知おきください。

また、公聴会が打ち切られた場合には、それ以降の公聴会は実施されませんので御注意ください。なお、このような場合には、公聴会を打ち切った旨を会場入口に掲示します。

10. その他

- ①公述の申出が少数であること、公聴会が途中で打ち切られたこと等により、公聴会が予定の時間より早く終了する場合があります。あらかじめ御承知おきください。なお、このような場合には、その旨を会場入口に掲示します。
- ②本公聴会の議事録は、国土交通省ホームページにて公開する予定です。

11. 問い合わせ先

本公聴会に関するお問い合わせ及び公述希望の申出は、以下の部局にお願いします。

なお、開庁時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く。)の9時30分～18時15分(12時から13時を除く。)です。

また、会場である『ベルサール渋谷ファースト』、『TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口』へのお問い合わせは、御遠慮下さい。

国土交通省都市局都市政策課

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話：03-5253-8111(内線32263)

F A X：03-5253-1586

電子メールアドレス：daisindo●mlit.go.jp

(※●は@に置き換えてください。)